

令和7年5月9日

兵庫労働局長

赤松 俊彦 殿

兵庫地方労働審議会

会長 松尾 俊彦

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年2月18日付け兵労発基 0218 第1号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

現 職

部会長	今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所	弁護士
	梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部	教授
	岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部	准教授

家内労働者代表委員

中西 織絵	U A ゼンセン 兵庫県支部	次長
三村 敏	播州労働組合連合会	書記長
森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会	副事務局長

委託者代表委員

神木 雅之	株式会社神木	代表取締役社長
谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会	専務理事
鷲尾 吉正	兵庫県靴下工業組合	理事長、かこっとん株式会社 代表取締役

別紙

兵庫県靴下製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクグミシン、ロッソーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ(10足)につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシンによる かがり	針目数が200以下のもの	142円
	針目数が201以上のもの	159円
ロッソーミシンによる かがり		41円
包 装		41円
抜 き 返 し		38円
返 し		11円

4 効力発生の日 法定どおり